

# 離婚後 共同親権 を学ぶ

2026年4月1日施行

2026年  
日時 2月14日(土) 午後2時～4時

会場 なは女性センター 学習室 (那覇市銘苅2-3-1)

離婚後の共同親権は、2026年4月1日から施行されます。この日から、離婚時に両親が合意すれば共同親権を選択できるようになり、すでに離婚している場合でも、家庭裁判所に親権者変更の調停・審判を申し立てることで、共同親権への移行を求めるることができます。

本講座では、共同親権について、具体的な内容と今後どのようなことが想定されるかを分かりやすく解説します。

対象：関心のある方

定員：36人（事前申込/先着順）

参加費：無料

(那覇市在住・在勤・在学の方に限り)

手話通訳ご希望の方は、2月5日（木）迄にお申込みください



申込コード

または、なは女性センター  
TEL098-951-3203迄お電話ください

弁護士 野崎聖子

宮古高校、琉球大学を卒業、2000年に司法試験に合格。弁護士登録後、東京の大手涉外事務所で企業法務中心の仕事をし、06年に沖縄に戻る。  
13年1月、勤務先法律事務所から独立し、「うむやす法律事務所」を設立。  
(17年から「うむやす法律会計事務所」)  
現在は、企業法務・一般民事事件・家事事件など幅広く担当。

